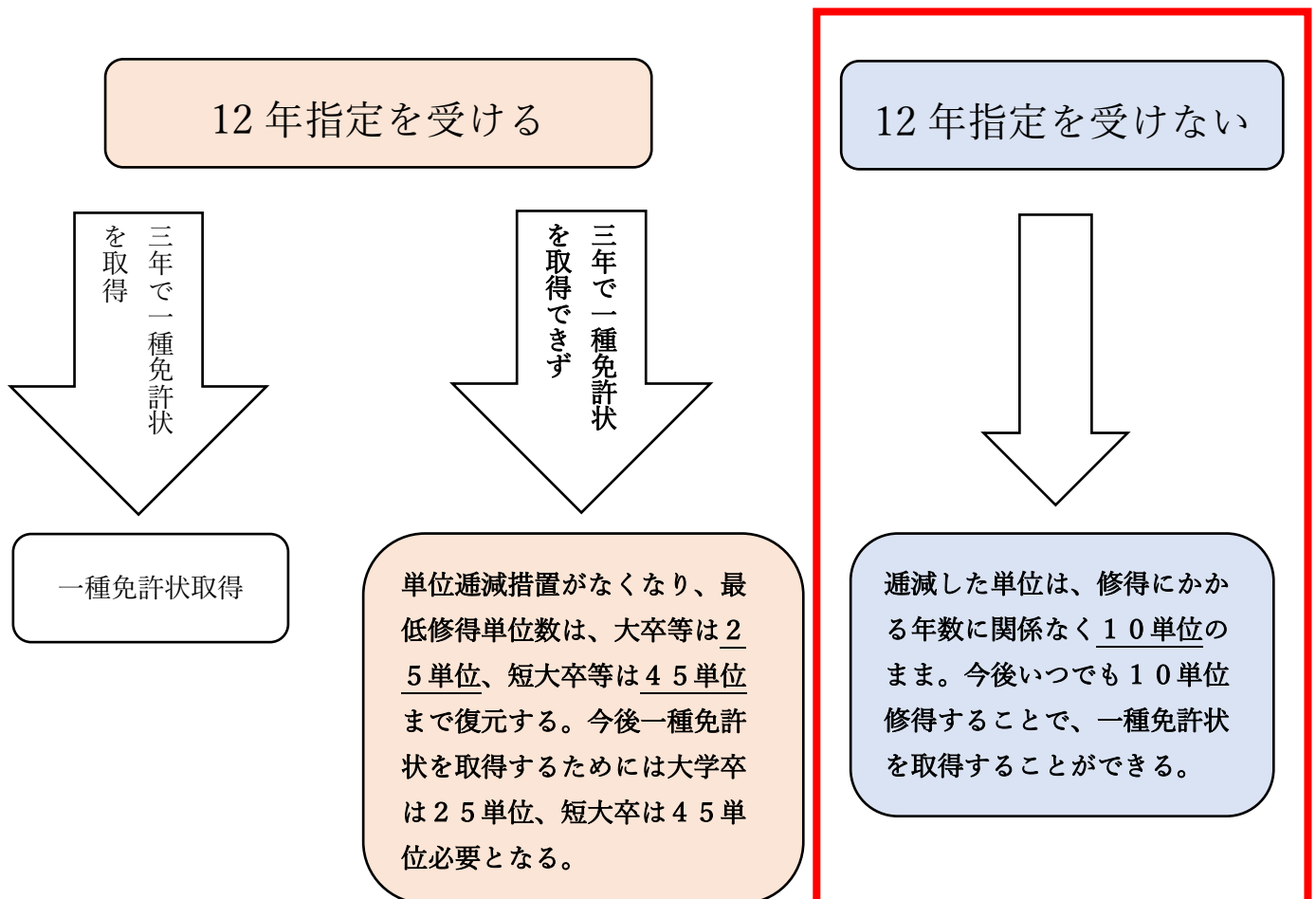


## 12年指定について(参考資料)

### ○ 指定について

採用から12年が経過し、「12年指定」を受けた者は、3年間の指定期間において一種免許状を取得する。指定を受けた者が、その指定にかかわらず経過日から起算して3年を経過するまでに所要の単位数を修得せず一種免許状を取得できなかった場合は、10単位まで逡減した最低修得単位数は、逡減前の最低修得単位数まで復元し、以降は逡減が行われない。

※指定の希望にあたっては、十分に注意すること。



○ 最低修得必要単位数の通減について

在 職 年 数	大卒等					3年	4年	5年	6年以上
	短大卒等	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上
最低修得必要単位数		45	40	35	30	25	20	15	10

(教育職員免許法別表第3備考第7号)

大卒等・・・ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者

短大卒等・・・上記「大卒等」以外の者

○ 最低修得必要単位数10単位の内容

(1) 小学校一種免許状取得に必要な科目

科 目	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	計
修得単位数	1	7	2	10

(2) 中学校一種免許状取得に必要な科目

科 目	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	計
修得単位数	3	5	2	10

※ 単位修得方法については、奈良県教育委員会事務局教職員課免許管理係へ問い合わせください。(TEL0742-27-9805)